

## 資料4-5 本別町災害対策本部条例 (昭和38年4月5日条例第5号)

(目的)

**第1条** この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第6項の規定に基づき、本別町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

**第2条** 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員の指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

**第3条** 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

**第4条** 前各条に定めるもののほか災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

**附 則**

この条例は、昭和38年4月1日から実施する。